

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年6月7日(月)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
12番	芳川清志
13番	林 勉
14番	森 一博
15番	井上文彦
16番	神原 均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田 武
20番	林 吉一

4. 欠席委員

11番	南 和弘
-----	------

5. 会議録署名委員 13番 林 勉
14番 森 一博

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	檜 木 佐 知 子

7. 議 事

議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について（4条許可）
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について（4条届出）
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について（5条届出）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和3年第6回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

さる5月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

6番 中村委員

8番 内田裕夫職務代理者

10番 辻村委員

20番 林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ

それでは、本日の議案につきましては、

議案第1号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)	1件
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口))	1件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	3件
報告第1号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出)	1件
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について(5条届出)	1軒

(会長)

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の森

(会長)

委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして、議事を進めてまいりたいというふうに思います。まず、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

報告させていただきます。議案第1号受付番号4の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号4の案件
について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号4について、議案書
1ページをご覧ください。内容については記載のとおり
です。この案件は、令和2年12月の総会で、久御山
農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
で意見を求められた案件です。

また、農地法第4条第1項の規定による許可申請書
に係る意見書案については、議案書2ページから4ペ
ージをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
1ページと2ページをご覧ください。2ページは、土地
利用計画図となっております。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、事務局のほうから説明がございました。議
案第1号受付番号4について、何かご意見ご質問はご
ざいませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4に許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、納税猶予（入口）を議題といたします。

議案第2号について、現地調査の報告をまず調査委員、お願いをいたします。

(●●●委員)

議案第2号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に何ら問題ないものと思われま。以上でございます。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号7の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号7について、議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書については、議案書6ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号7につきまして、事務局から説明がございました。

この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

納税猶予の入口の分ですけれど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。議案第3号受付番号55から受付番号57について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号55から受付番号57の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号55については、草が生えていましたが、借り手が容易に除草できる程度であり、本件該当地については、すべて特に問題がないものと思われます。以上でございます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号55につきまして、まず事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号55について、議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。現地調査の時は草が少しはえておりましたが、現在は、きれいに草刈りがなされて

- (事務局) おりましたので、事務局にて確認し、その時の写真を資料に付けさせていただいております。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第3号受付番号55につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。もう既に草刈りが終わっているという追加の説明がございましたが、よろしいですか。
よろしゅうございますか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号55について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
- (●●委員) はい、ちょっと聞きたかったんやけどな、もう済んだことやけど。
- (会長) よろしいですか。
- (●●委員) 質問かまへん。
- (会長) どうぞ。
- (●●委員) あの8ページなんですけどね、これ農作業日550日、耕作面積ゼロっていうのはどういうことですね。農作業に従事している日数が550日やのに耕作面積がゼロとなってますね。
- (事務局) 耕作面積のほうは、今回、新規就農者さんで、550というのは計画というか予定の日数でこんだけされるということで記載させてもらってます。

- (●●委員) それでも農地をこうして借りれるわけ、利用権できるわけ。
- (事務局) そうですね。
- (●●委員) 農地持ってなかったも。
- (事務局) そうです、初めは持ってなくても。
- (●●委員) こんだけ予定しますよ、ということで。
- (事務局) そうです。あくまで予定です、初めの段階では。
- (●●委員) この●●さんな、●●さんというのは今、何されているんです、●●歳ってわしらと変わらんねんけどね。
- (事務局) 何をされている、お仕事のほうですか。
- (●●委員) もちろん農業されてんねんやね、農地をするっていうねんやさかい。
- (事務局) そうですね、これから久御山のほうでも始められるというか。
- (●●委員) 久御山のほうでもということとは、どこか宇治市でやられているということですか。
- (事務局) 今回、久御山のほうで初めてスタートされるということです。
- (●●委員) そしたら初めてする人が、農業これから550日やりますよと、農地借りますよとできるわけですな。
- (事務局) そうですね、はい。

- (●●委員) そうですか、いつからそんなになりましたん。ほんなら始めから、前からできるの、それ。農業していない人が、農地借りて農業しますよって通るわけですか。
- (事務局) 買うほうの場合は。
- (●●委員) 買っていうか借りて。
- (事務局) 売買っていうことですよね。
- (●●委員) 借りて。
- (事務局) 借りてということですか。そうですね、はい。
- (●●委員) そうですか。
- (会長) よろしいですか。
- (●●委員) まあまあ、かまへんねやったらそんでええけど。どうも気にいらんさかい手上げへんけどな、俺は。
- (会長) そうですか。よろしいですか。
そしたら、先ほど皆さんに挙手をしいていただきました。挙手多数ということで、この件につきましては、可とすることに決定をいたします。
- それでは、議案第3号受付番号56、56につきまして事務局より説明願います。
- (事務局) 議案第3号受付番号56について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号56の説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号56について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それからもう1件ですね。議案第3号受付番号57につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号57について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号57につきまして、事務局から説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号57について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議につきましても、これで終わりたいと思います。これから報告案件に入ります。

まず、報告第1号受付番号2農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

本件については、令和3年4月27日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の案件につきましても、今、報告がございました。何かご意見ご質問等ございましたら。

よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第2号受付番号1農地法第5条第1項第7号に規定による転用届出について、(5条届出)を事務局から報告願います

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案14ページをご覧ください。内容については記載のとおり

(事務局)

です。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真 8 ページをご覧ください。

本件については、令和 3 年 5 月 20 日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第 2 号受付番号 1 につきまして、何かご意見等ございましたらたまわりたいと思いますが、よろしいですか。

特にないようですので、これで本日予定しております審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後 13 時 45 分 終了
